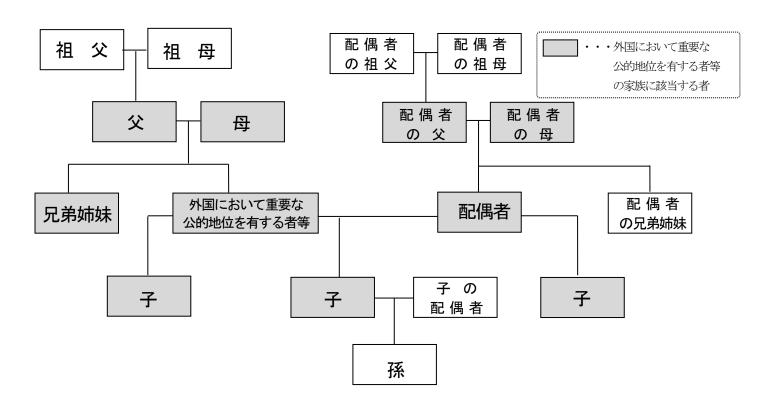
外国において重要な公的地位を有する者等の家族の範囲

- 1. 下記の『外国の重要な公的地位にある方』に該当する方
 - (ア) 国家元首
 - (イ) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - (ウ) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - (エ) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (オ) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府大使、全権委員に相当する職
 - (カ) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、 航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - (キ) 中央銀行の役員
 - (ク) 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- 2. 過去に上記のいずれであった方
- 3. 上記1または2に掲げる者の家族(配偶者(内縁の配偶者含む)、父、母、子、および兄弟姉妹並びに 配偶者の父母および子をいう。)
- 4. 上記1から3が実質的支配者である法人



※なお、ご申告いただいた内容に変更が生じた場合は、お取引店までご連絡ください。

